

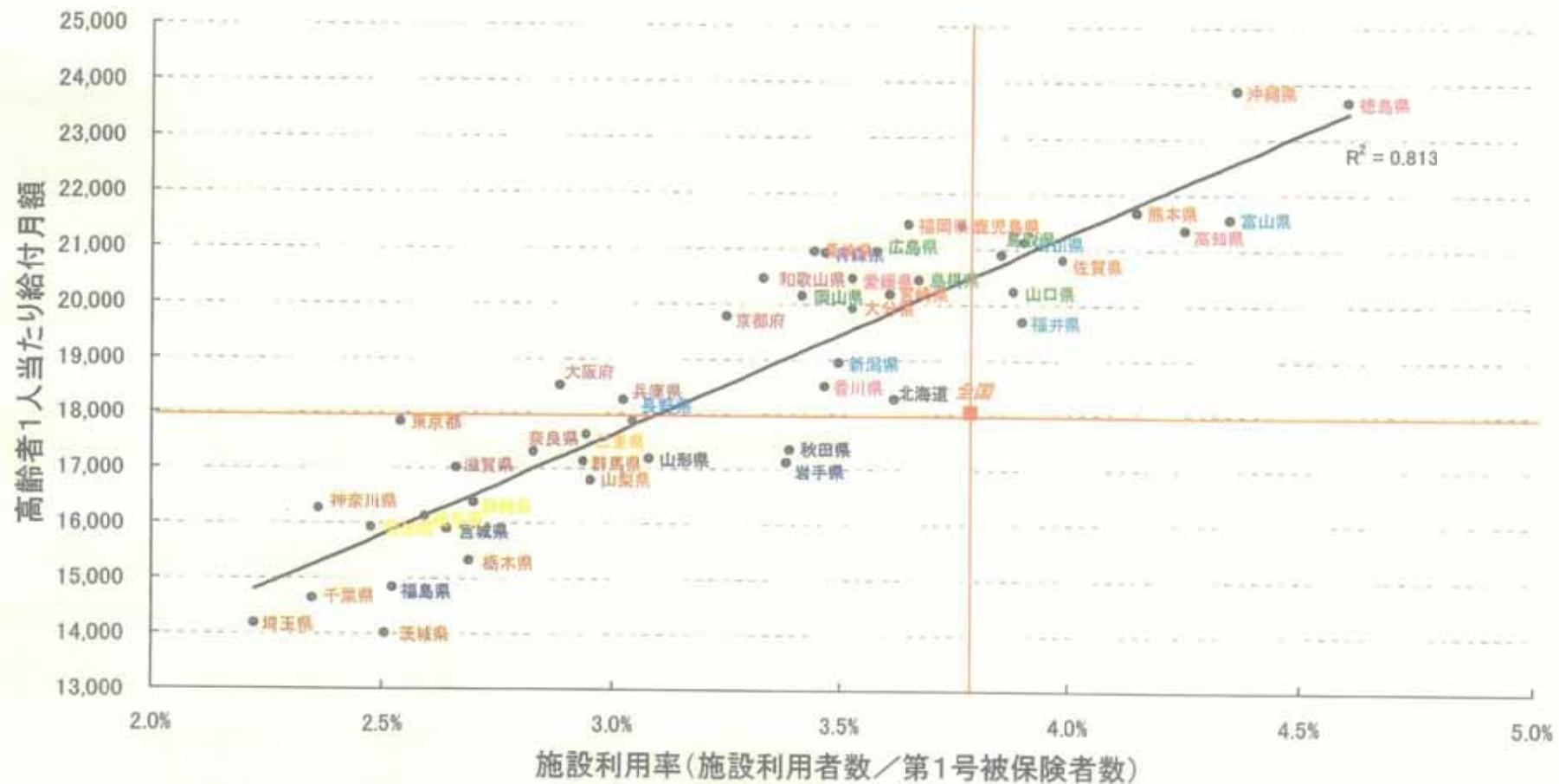
一介護施設整備計画の考え方一

| | 平成16年度 | 平成26年度 |
|---|---|--|
| 施設・居住系サービス利用者の割合 〔要介護認定者数(要介護2~5)に対する比率〕 | 41% (利用者数:87万人) | 37%以下 (平成16年度よりも1割引き下げ) (利用者数:108万人) |
| 多様な「住まい」の普及の推進 | ・高齢者単身世帯の増加 ・都市部の高齢化の急速な進行 ・高齢期の住み替えに対するニーズ | 多様な「住まい」の普及 →高齢者が安心して暮らせるよう、介護が付いている住まいを適切に普及 |
| 重度者への重点化 〔入所施設利用者に対する要介護4, 5の割合〕 | 59% | 70%以上 |
| 個室化の推進 | ・3施設の個室割合 12% ・特養の個室割合 15% | 50%以上 70%以上 |

(参考)施設利用率と給付費水準の関係

- 施設利用率と平均給付額は、極めて強い相関関係が見られる。

施設利用率と高齢者1人当たり給付月額 平成15年10月



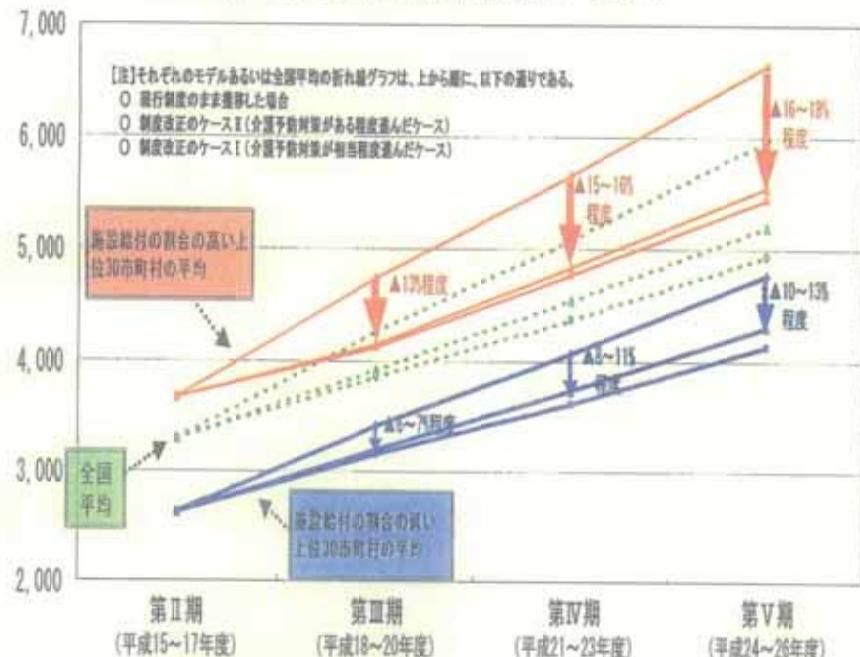
「給付の効率化・重点化」が各市町村の保険料に及ぼす影響 ーごく粗い機械的計算ー

- 各市町村によって介護保険料の水準はまちまちであり、「給付の効率化・重点化」の影響も異なる。

一定の仮定のもとで各市町村にあてはめてみると、施設給付の割合が比較的高いところでは影響が早期に現れ、保険料の地域格差のは正に一定の効果が生じるものと考えられる。

(※) 実際には、各市町村の介護予防への取組状況等によって、この機械的計算と乖離が生じる可能性があることに留意が必要。なお、この計算では、現行制度のまま推移する場合には各市町村の保険料は全国平均と同様に推移し、制度改革の影響も、比較的軽度の要介護者等の給付の割合に応じて介護予防の影響が、施設給付の割合に応じて施設改正の影響が、それぞれ全国平均と同様に生じるものと仮定して計算している。

① モデル的な市町村の保険料の見通し(月額、円)



② 各市町村の第Ⅲ期の保険料が制度改正(タ-11)で減少する割合

